

令和4年度 甲府市建設工事総合評価実施要綱等の一部改正について

本市は、「公共工事の品質確保の促進等に関する法律」に基づく総合評価落札方式による工事発注を平成19年に試行実施、平成23年1月1日より「甲府市建設工事総合評価実施要綱」を制定し、現在に至っているが、評価項目の「地域貢献度」において、地域性や社会環境を考え、甲府市の施策や事業を取り込むことにより、公共建設工事施工企業にも市行政に対し、更なる協力を得られるよう、甲府市建設工事総合評価活用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の一部を次のとおり改正する。

また、ガイドラインの見直し等に伴い、甲府市建設工事総合評価実施要綱（以下「要綱」という。）を併せて改正する。

1 ガイドラインの改正（別紙「資料1」参照）

（1）総合評価タイプ

従来のタイプの他に、新たに「地域貢献評価型」を追加する。

（2）「地域貢献評価型」の工事規模

工事規模（予定価格）は「3千万円以上・5千万円未満」とする。

2 要綱の改正（別紙、要綱 新旧対照表を参照）

（1）第3 総合評価落札方式の種類

特別簡易型、簡易型（Ⅰ）、簡易型（Ⅱ）、標準型（技術提案型）、
標準型（高度技術提案型）



地域貢献評価型、特別簡易型、簡易型（Ⅰ）、簡易型（Ⅱ）、
標準型（技術提案型）、標準型（高度技術提案型）

（2）評価項目における同種工事实績の対象年度

企業の施工実績及び地域精通度の同種工事实績について、過去15年の実績としているため、令和4年度は「平成18年4月1日以降」から「平成19年4月1日以降」とする。

（3）評価項目における地域貢献度の全面改正

現在、「地域貢献度」の評価項目である「災害協定、ボランティア活動、障がい者の雇用、環境マネジメントシステムの取組、災害時の事業継続力認定」を新たにまとめ直し、「ボランティア活動、子育て・女性活躍、環境・福祉、防災・減災」として評価を行う。

3. 施行日 令和4年4月1日